住所　長野県東御市田中590番地49
楊麗欽　昭和62年7月10日生
住所　茨城県石岡市池の台1005番地
エムディ・アブドロ・ラホマン　昭和61年1月10日生
イフラ・タスニム・ヌヒ　平成27年12月4日生
住所　大阪市中央区南久宝寺町1丁目1番3号
李美宣　昭和61年2月21日生
住所　神奈川県逗子市小坪1丁目31番26号
張成敏　昭和59年2月25日生
住所　京都市伏見区石田森南町34番地
朴伊得　昭和33年10月10日生
住所　山形県鶴岡市小淀川乙33番地
王玉芬　昭和45年5月6日生
住所　埼玉県越谷市千間台西2丁目21番地3
張麗梨　昭和55年12月27日生
住所　埼玉県川口市金山町2番3―405号
白英　昭和52年11月9日生
住所　仙台市宮城野区軍町101番地1
權慶一　昭和48年5月1日生
住所　愛知県尾張旭市西大道町前田3719番地2
李光成　昭和50年12月27日生
住所　名古屋市北区西味鋺4丁目530番地
李友香　平成5年4月10日生
住所　愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道75番地
ダニエラ・マテウス・イケダ・デ・オリベイラ　平成6年3月11日生
住所　東京都墨田区八広4丁目23番10号
許春霞　昭和50年4月28日生
住所　福岡市城南区別府4丁目4番1―602号
金詩恵　昭和62年6月26日生
住所　静岡県湖西市白須賀3985番地254
エリック・ジュンジ・タシロ　平成7年8月7日生
住所　京都市左京区下鴨狗子田町6番地
林雪枝　昭和34年6月16日生
住所　三重県鈴鹿市稲生塩屋2丁目4番30号
ビート・ヒデキ・クドウ　昭和62年9月27日生
住所　三重県亀山市北山町6番4号
格日勒其木格　昭和52年6月6日生
青格日鴻　平成15年9月25日生
住所　愛知県安城市美園町数田55番地
マルセロ・ユキミツ・セキヤ　平成元年12月4日生
ソフィア・イシダ・セキヤ　平成20年9月9日生
住所　福岡市東区城浜団地62番508号
劉建波　昭和53年6月8日生
卓浩宇　平成20年3月14日生
住所　福岡市西区愛宕浜2丁目3番9―903号
阮津　昭和41年5月25日生
住所　千葉市花見川区幕張町5丁目357番地1
周紅　昭和58年4月28日生
住所　大阪府寝屋川市松屋町15番15号
エドゥアルド・ヘスス・エスカランテ・グスクマ　昭和56年6月22日生
住所　大阪市阿倍野区松虫通2丁目3番7号
于振華　昭和53年12月30日生
住所　大阪市生野区田島1丁目7番8号
朴祥男　昭和40年9月19日生
呉貞子　昭和45年7月10日生
朴エリ　平成7年10月9日生
朴玲菜　平成10年4月15日生
朴涼太　平成13年5月23日生

**○外務省告示第二百六十七号**

平成二十九年七月十七日にベルリンで、防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成二十九年七月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

日本国政府及びドイツ連邦共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

日本国とドイツ連邦共和国の間に存在する相互の信頼に基づく友好関係に鑑み、

国際連合憲章の目的及び原則を再確認し、

両締約国政府のニーズと利益を考慮しつつ、平等及び相互主義の原則に基づく防衛装備品及び技術の分野における一層緊密な協力を通じて相互の関係を強化するとの希望に促され、

両締約国政府の間の防衛装備品及び技術に係る共同研究、共同開発及び共同生産その他安全保障及び防衛協力の強化のための事業（以下「共同事業」という。）を促進するため、防衛装備品及び技術の移転を規律すべき条件が定められる必要があることを認識して、

次のとおり協定した。

**第一条**

(1)　各締約国政府は、自国の関係法令及びこの協定の規定に従い、(2)の規定に従って決定される共同事業を実施するために必要な防衛装備品及び技術を他方の締約国政府の使用に供する。

(2)　共同事業は、両締約国政府により、商業的採算又は両国の安全保障を含む各種の要素を考慮して決定され、外交上の経路を通じて確認される。

**第二条**

(1)　前条(2)の規定に従って決定される共同事業のために移転される防衛装備品及び技術を決定する機関として合同委員会を設置する。

(2)　合同委員会は、二の国別委員部で構成する。

日本側委員部は、次の者で構成する。

防衛省の一の代表者

外務省の一の代表者

経済産業省の一の代表者

ドイツ側委員部は、次の者で構成する。

連邦国防省の一の代表者

連邦外務省の一の代表者

連邦経済エネルギー省の一の代表者

(3)　移転される防衛装備品及び技術を決定するために必要な関連情報は、外交上の経路を通じて国別委員部に伝達される。

(4)　この協定を実施するため、共同事業のために移転される防衛装備品及び技術並びに移転の詳細な条件を含む細目取極が両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。日本国政府の権限のある当局は、防衛省及び経済産業省とする。ドイツ連邦共和国政府の権限のある当局は、国防省、外務省及び経済エネルギー省とする。

**第三条**

(1)　各締約国政府は、この協定に基づいて他方の締約国政府から移転される防衛装備品及び技術を、国際連合憲章の目的及び原則並びに前条(4)の規定に従い行われる細目取極において決定する他の目的に適合する方法で効果的に使用する。いずれの一方の締約国政府も、当該防衛装備品及び技術を他の目的のために転用してはならない。

(2)　いずれの一方の締約国政府も、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、当該防衛装備品及び技術を移転した他方の締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、その関係する職員以外の者又は他の政府に移転してはならない。この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術並びに移転される防衛技術から生ずる防衛装備品（その全部若しくは一部であるか又は他に組み込まれているかを問わない。）の一時的又は恒久的な再輸出については、当該他方の締約国政府の書面による事前の同意を必要とする。

(3)　この協定に基づく共同事業の結果開発され、又は生産された防衛装備品及び技術の製造又は使用のためのいずれの締約国政府による許可の付与も、両締約国政府の書面による相互の同意を条件とする。

**第四条**

各締約国政府は、この協定に基づく共同事業に関連する知的財産権が自国の関係法令並びに日本国及びドイツ連邦共和国の双方が当事国である関連する国際協定に従って適切かつ効果的に保護されることを確保する。

**第五条**

(1)　各締約国政府は、自国の関係法令に従い、この協定の下で取得した情報を保護するための全ての必要な予防措置をとる。

(2)　情報の保護のための秘密保持の措置の詳細は、両締約国政府の間の別個の協定で取り扱う。

**第六条**

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、両国の関係法令及び予算に従って実施される。

**第七条**

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

**第八条**

(1)　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

(2)　この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。この協定の改正は、署名の日に効力を生ずる。

(3)　この協定は、五年間効力を有し、その後は、毎年自動的に延長される。

(4)　(3)の規定にかかわらず、各締約国政府は、六箇月前に他方の締約国政府に対して外交上の経路を通じて書面による通告を与えることにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

(5)　この協定の終了の後においても、第三条から第五条まで及び前条の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。